

(案)

第2部会「市民参加の推進に関すること」**1. 市民参加の意義について**

市民参加については、基本理念において次のように規定している。

- ① 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負い、住民福祉の向上のために果たす役割が、国と地方の関係が対等・協力を転換しつつある今日、ますます増大している。
- ② 千葉市議会は、その果たすべき役割を担うため、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めることとした。

昨今の市民における政治的無関心や政治不信の高まりのほか、「議員や議会が身近に感じられない。」「議会が何をやっているのか不明」、「議員の活動が見えない」といった声が聞こえるなど、市民と議員や議会との間に乖離が生じている状況が見られる。

これは、議会や議員の情報発信不足、市民との情報共有不足に起因することはもとより、旧来の「国と地方」の関係下で、議会が単なる行政の追認機関的なものになっている等の傾向にあるなど、地方行政における議会の政策立案機能を含めた住民意思代表機能が、十分に果たされているとは認識されていない状況にあることも大きな要因として捉えられる。

本市議会は、今一度各議員が、こうした課題に真正面から向き合い、その課題解決の方途を探っていくことが、「真の地方自治」実現の背景となる「真の市民参加」の推進につながるものとする。

折しも、4月から地域主権一括法（地方自治体の条例や体制整備が必要なもの）が施行されようとしており、地域の実情をより反映した行政を進めることが可能となりつつあることを踏まえ、議会での論戦の活性化策と合わせて協議していくことが重要と考えるものである。

2. 論点**(1) 市民参加とは何か**

住民意思代表機能・政策立案機能を強化するため、議会の政策立案過程・議案審議への市民の参加と協働を進めること。

(2) 議会における市民参加をどのように進めるのか、その方策について**(3) 議会を身近に感じてもらう施策について**

(前回の協議で示された具体案)

- ・ 夜間・休日の本会議開催
- ・ 議会報告会、意見交換会の開催
- ・ 録画放映対象の拡大等

(4) 効果的な広報・広聴・情報発信について

(前回の協議で示された具体案)

- ・ データボックス、アイデアボックス、ボートマッチ（賛否情報）の設置
- ・ インターネット、ツイッター、フェイスブック等のメディアの活用
- ・ 広報紙の刷新
- ・ 議会の年間の取り組みなどを「議会白書」として公表
- ・ 議会独自のホームページの作成
- ・ 定例会中における本会議、常任委員会傍聴者アンケートの実施
- ・ 議会だよりについてのインターネットモニターアンケートの分析